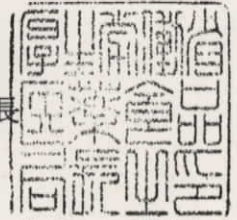


薬食発 0628 第 17 号
平成 25 年 6 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について（再周知）

標記については、「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について」（平成 24 年 7 月 18 日付け薬食発 0718 第 15 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「24 年 7 月通知」という。）により、コンタクトレンズの販売に際し、使用者に対する適切な情報提供等がその販売業者により行われるよう指導事項等の周知徹底をお願いしているところである。

今般、平成 24 年度厚生労働科学研究（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業）による「コンタクトレンズ販売の実態調査に基づく販売規制のあり方に関する研究」の研究報告書が取りまとめられ、コンタクトレンズの販売に際し、使用者への必要事項の確認や適切な情報提供が不十分な事例があるという実態が報告されたところである。

については、貴管内におけるコンタクトレンズの販売の実態を十分に把握するとともに、24 年 7 月通知の内容につき、貴管下関係業者に対し、再度、周知徹底を図りたい。

また、厚生労働省では、コンタクトレンズの適正使用に関する使用者向けの情報を厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/colorcontact/dl/tekiseishiyou.pdf>）に掲載したので、貴職においてもコンタクトレンズの適正使用に関する情報をホームページ、広報誌等に掲載する等、使用者への注意喚起について御協力をお願いする。

なお、本通知の写しを、一般社団法人日本コンタクトレンズ協会会長、公益財団法人日本眼科学会理事長、公益社団法人日本眼科医会会長、日本眼感染症学会理事長及び日本コンタクトレンズ学会理事長に対し通知したことを申し添える。

